

不整合事件だと私は思います。

○世耕弘成君 私は救済法は不必要だとは言っていない。必要だと言っています。しかし、ぬれ手にアワで、何も払わないで十年、二十年分の年金がもらえないというのは、私は本当におかしいと思っています。

もう一つ問題点、ちよつとお聞きをしたいと思ひます。  
この課長通知には、平成二十三年、今年の一月一日から実施することとされたいと書いてありますが、この運用三号というのは今年の一月一日から適用されるという理解でよろしいんでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) はい、そのとおりでございます。

○世耕弘成君 しかし、公明党の加藤修一議員の出した質問主意書に対する閣議決定をした答弁内では、十二月十五日から一月三十日までの間に二千三百三十一人の人が申請をしたと書いてあります。これだと十二月十五日から受け付けたというふうに読めますけれども、どうなんですか。

○国務大臣(細川律夫君) お答えいたします。運用三号の取扱いにつきましては、通知を發出いたしました昨年十二月十五日以降に適用の申請を受付した方を対象としております。ただし、昨年十二月十五日以前に受付をして、処理を保留し、本年一月一日を経過してから運用三号を適用しているケースも一部ある可能性もございます。そういうことでございます。

○世耕弘成君 これね、すごい特権を与えるルールですからね。適用ルール、何月何日から適用されるんですか、これ。はっきりしていただかないと、人によって有利不利が発生するんじゃないですか。どうなってるんでしょう、これ。

○国務大臣(細川律夫君) 適用は一月の一日、こういうことになっておりますけれども、受付そのものが十六日から来ておりますから、それは同じように受付をしたと、こういう取扱いにしております。

○世耕弘成君 いや、しかしこの課長通知を受け取った現場の窓口の人は、これ一月一日からやってくれと書いてある。大臣もおととい発表された大臣談話では、一月一日から対応を開始したと書いておられる。これ、現場の人の判断で、親切な人はやってみようけれどもそうじゃない人ははっきりと規定にやっちゃうんじゃないですか。どうなんですか。

○国務大臣(細川律夫君) 世耕委員の御指摘のように、現場でそのような形の取扱いがあつたというところについては、これは私はきちつとしなければいけないと思ひますので、過去に遡つてこの対応をしてみたいというふうな思ひでござります。

○世耕弘成君 これ、さらに、私が聞いた情報、手に入れた情報では、通達は十二月十五日ですが、十一月十二日に説明会が現場向けに開かれていた。で、やっぱりこれは目録の刊いた親切な職員の人がいたら、もうこの研修、説明会を受けた後から、申込みに来た人を、これはもうこつちの制度でやつた方がいいですよと誘導しては行けません。そういうケースもあるというふうな聞いてます。

これ、大臣に、今日は要求してませんからいいですけども、委員長にお願ひしますが、二千三百三十一人の人がそれぞれ何日に窓口に来て何日に手続、処理をされたのかというのを明確に委員会として資料要求をしたいと思ひます。

○委員長(前田武志君) はい。理事会において受け止めました。

○世耕弘成君 その上で、一月一日以前に明らかに適用されているとしたら、これ、大臣談話、一月一日から対応を開始した、課長通知、一月一日から実施することとされた、これ全部撤回して修正をしていただきたいと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(細川律夫君) これは委員御指摘のような問題もありますので、そこは私の方でしっかりと対応していきたいというふうな思ひでござります。

○世耕弘成君 このように、私が一問一答だけ大臣談話が変わつちゃうんですよ。物すごくいいかげんな通知が行われていると、おぼろげを得ま

それと、もう一つ。大臣は先ほど首意の方を前掲とされておりました。これを、今百万人いると「わけています、専業主婦の方で切替をしてない方が、この方々が首意の人だ」という前提に立てるんですか、それを教えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(細川律夫君) 確かに、本来ならば一号被保険者でありながら三号被保険者として、こういうことになっている人については、これはいろいろの方がおられると思ひます。中には自分が本来三号ではない、一号と思つていて、それで手続をしてない人もおられると思ひます。しかし、それだつたら、本来ならばこれは私目なわけですから、一号に変わつていかなきゃいかぬわけですね、一号に変わつてやつていけば年金がもらえるはずですから。したがつて、変えていないという人については、変えなければいけない、変更しなければいけないということを知らない方、そういう方が、首意の方が多いいんではないかと。これは当然、このことは予測をされるというふうな思ひます。

どれぐらい首意でどれぐらい悲愴かと知つているといふこと、これについては、人道的なとかいうのは私の方では把握をしております。

○世耕弘成君 三号被保険者から一、二号被保険者に切り替えている人というのは毎年ちやんといるんですよ。平成二十一年度には七十一万人、平成二十二年度上半期だけでも三十五万人。大体、毎年七十万人ぐらゐの人はきちつと切替をされてい

るんです。そして、私もこの間、年金業務監視委員会を傍聴してきましたけれども、そこへ出ておられた廣瀬年金記録回復委員会委員、この人は社会保険労働士でプロ中のプロですけれども、この人の証言によれば、ほとんどの人は自分で気付ける、真面目な人であれば気付ける。例えば、配偶者が脱サラした場合、自分の健康保険は会社の健康保険から国民健康保険に切り替わるんだから、そのときに年金を変えなきゃいけないと気付くはず。それが気付かなかつたとしても、処理をする市町村の窓口が必ず、これはあなた、年金の方もちゃんと三号被保険者から切り替えないと駄目ですよという言葉を必ず言うはずだとおつています。

この証言について、大臣、どうお考えになりますか。

○国務大臣(細川律夫君) この不整合につきましてはいろいろな段階がございまして、今、世耕委員が言われたような例というのは最近によくやつているんです。現場の方もそれは平成十七年以降やっております。

それはなぜかといひますと、行政監視委員会の方から指摘がございまして是正を勧告されました、それに基づいて社保庁がきちつと記録とそれから配偶者の記録とをよく照合いたしましたし、的確に処理をされていくと、こういうことを聞いておりますが、それ以前はそういう形できちつとされていなかった。とりわけ、たしか平成十年以前まではほとんど届出をしてくれというふうな、そういう助成もなく、もう言わばほつたらかしの状況が続いていたと、こういう状況、十年から十七年に向けてもそういうような不十分な状況が続いてきたと、こういうことがあるわけなんです。

○委員長(前田武志君) 細川大臣、時間が押しておりますので。

○国務大臣(細川律夫君) ごめんなさい、ちよつと重要なところですから、済みません。そして、社会保険庁の方は、その御本人に対して三号被保険者だという通知をずつとしておられるわけですから、だから、それは、ごく最近になって、ねんきん特別便とか、あるいはねんきん定期便、こころも三号被保険者として表示してお送りをしていけると、こういうことで、もつた本人は自分

は三号被保険者だと、こういうふうにもった方もたくさんおられるだろうと私は思うんです。そういうことも考慮してこの制度は設計をされたか、こういうことを御理解をいただきたいと思いま

す。  
○世耕弘成君 これ、私は、性質上立つてこんな大盤振る舞いの特例措置をとるのは絶対反対です。しかも、これ悪用することもできます、この運用三号というのは六だけですから。

例えはこんなことが考えられます。外国人の夫婦が日本へやってきた。旦那さんが半年ぐらい会社勤めて厚生年金に入った。その間に奥さんは三号被保険者になります。そのまま半年で旦那さんと夫婦で帰国をした。旦那さんは当然会社を辞めていきますから二号被保険者の権利は失ってしまいますけれども、奥さんは手続していませんからうつつと三号被保険者のままです。二十五年後、この奥さんが日本にやってきて運用三号でやってくれと言われたら、二年分払うだけで全部年金を払わなきゃいけないんです。こういう悪用も可能なんです、こういうふうにお考えでしょう。

○国務大臣(細川律夫君) 今は、一号被保険者に種類変更がなければ、これは機構の方から本人に通知をする、通知をして返事が来ない、そして、その後四か月たつてもまだ連絡がない、そういう場合には職権で今は抹消をします、こういうことになっておりますから、今委員が御指摘のような事例については、今後そういうことは起こらないということでございます。

○世耕弘成君 それでもそういう穴もたくさんあるわけです。いろんな悪事を考える人も出てきますよ。そういうお金は全部国民の年金の積立金の中から出ていくんです。真面目にやっていない悪意のある人だつて、私はかなりいる可能性があると思つています。それでもやらなきゃいけないというのであれば、私はこれは法律を改正してきちりやるべきだと思つています。  
なぜ法改正をやらなかったのかという議論をさしていただきたい。

まず、この運用三号の方針を決定したのは厚生労働省に設置された年金記録回復委員会という組織だと言われていますが、事実関係と、この組織はどういう組織なんですか、教えていただきたいと思つています。

○国務大臣(細川律夫君) これは、年金回復記録委員会というの、平成二十一年十月に厚生労働大臣に助言を行う機関として設置された機関でございます。この委員会は、国民が年金記録を回復し、正しい記録に基づく公的年金を受給できるようにするための方策等について国民の視点から検討して厚生大臣に助言をする任務を持つてい

るのでございます。  
○世耕弘成君 この年金記録回復委員会というのは、法律でもありません、政令でもありません、大臣何で設置されただけの組織であります。しかも、任務は、先ほど大臣おっしゃったように、これ年金記録問題についてどうやって回復をしていくか、いわゆる消えた年金問題についてどう対処するかという委員会であつて、運用三号のような新しい制度とか、法解釈上問題があるとか、あるいは年金財政に大きな影響を与えるような制度をつくるのははるかに権限を越えていると思つていますけれども、いかがですか。これ、長官大臣のときにつくられた組織ですよ。

○国務大臣(細川律夫君) この年金回復委員会というのは、先ほどもお話ししましたように、年金記録の回復の問題です。これはそもそも、ずっと昭和六十一年に三号被保険者の制度ができたときからこの問題はもう起こつていまして、この三号被保険者の方が本来は、号になつたからこれ

を変えなきゃいかぬと、こういうことをしていかぬ、それがまさに実態と年金記録とのそごごありますから。  
この問題が、二十一年の秋の調査によりましてそういう不整合があるということが百三万件もあると、こういうことが判明いたしました。まさにこの不整合、まさに年金の記録を正確に回復させると、こういう問題の中で起こつたこの二号の運用の問題なんです。したがつて、年金回復委員会にいろいろと御助言を求めたと、こういうことだと思つています。

○世耕弘成君 それは全く説明になっていないですね。年金記録の整合とか、そういうのをやるための専門家の委員会に新しい制度を設計させちゃつた。しかも、法律じゃなくて課長通知でやるということもやつちやつたんです。  
今、職員向け「Q&A」集というのを私、手に入れました。これ、私と全く同じQが入つてい

るんです、これ職員向けに。このような不公平な措置を通知一つで実施するのは納得がいかない、法律改正をしてから実施すべきではないか。まさに私の聞きたいポイント、職員向けのQ&A集に入つていまして。  
じゃ、その答えどうなつているか。仮に法改正を行うこととなれば、改正内容の調整や実現に多くの時間を要することとなる。あるいは、第三号被保険者制度をめぐつては、制度発足以来、これまで制度改正の際にも様々な議論がなされてお

り、改正内容の調整は容易ではないと考えられます。要するに、これ、国会で法律の議論をしたら、いろいろ議論が出てきて時間が掛かつて面倒くさいからすつ飛ばそうということ、ここへ出ているわけですよ。  
これ、体どういふことですか、厚生労働大臣。  
○国務大臣(細川律夫君) 先ほどのあれはQ&Aで、職員が来訪した方とのどういふ対応をするかというQ&Aでありませうけれども、この法律でやるかどうかというような問題。  
これはまず、こういう不整合な状態が発生をし

たと、発生していると、これを何とかしなきゃいかぬ。もう星も多いわけです、数も多いと。そういうことをどういふふうにして解決をするかと。それが、今までは現場の仕事を必ずしも的確に行われていなかった、どちらかというと過当に三号被保険者として扱うケースも多々あつたと、こういうこともあつて、まずはきちつとルールを決めなきゃいかぬと。そのルールを決めて、そして整理をしなければいけないと、この運用の整理をまずはしなければいけないと。今ですつとこの期間やつていなかったのをこのルールを作ると、こういうことがまず今回のところでございます。

法律については、これはいろいろと検討をしたらというふうにも思つていただけます、これもなかなか、そもそもがこの三号被保険者というものは、これを導入したときから大問題になつたあれでございます。法的な改正ということになればなかなか難しいだろうというふうな議論もあつたというのを聞いております。  
○委員長(前田武志君) 答弁側に御注意申し上げますが、相当時間が押しておりますので、答弁は簡潔に的にお願いをいたします。

○世耕弘成君 もう今の答弁しどろもどろですけども、要するに、聞けば、急いでいるから法律やらなくていいんだというふうにしかなこえません。超法規措置を勝手にとつていられるということじゃないですか。  
もう一つ、このQ&A集にはもつとひどい答えがある。仮に法改正を早期に実現できたとしても、今般の運用二号と同様の考え方を取らざるを得ないものと思つています。これ、要するに、どうせ国会で議論したつて自分たちと同じ結論になるんだから、国会の結論を先に飛ばしていいんだ、これ、議会制民主主義を否定するところでもない文書だと思つていますが、このQ&Aも回収、撤回していただきたいと思つていますが、いかがですか。

○国務大臣(細川律夫君) 今、世耕委員が御指摘になりました点、不適切なところもあるかと思つ



れたのはどう書いてあります。裁定申請が出されたもの及び既に裁定が行われたものについては当面対応を留保する。裁定に向けた事務処理や年金の支給は留保する。完全に止めると書いてあるじゃないですか。この紙を出し直してもらわないと今の答弁は納得できません。

○委員長(前田武志君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(前田武志君) それじゃ、速記を起してください。

○国務大臣(細川律夫君) 先ほども申し上げましたように、既にこの運用三号で適用して裁定もしているということもあるということに加えて、支払機関の方に確認をいたしましたら、もう止められないというようなこともありまして、そういうことで止めた、そういうこととさせていただきます。(発言する者あり)

○委員長(前田武志君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(前田武志君) それでは、速記を起してください。

お戻りください。お戻りください。厚生労働大臣におかれましては、その大臣談話との違いについて、訂正すべきところは訂正した上で答弁をいただきます。

○国務大臣(細川律夫君) お答えいたします。

厚生労働大臣としての二十四日のこの談話につきましては、止める、こういうような表現になっておりますけれども、これは、既に運用三号を適用して、それは現行法のこの法律内でやっただ、こういうこととありますから、これはもう受給権者になつていて、こういうこと、そして現実の間に合わない、こういうことで支払をします、こういうことになりましたので、これは委員御指摘のとおり、これは訂正をさせていただきますというふうに思います。

○世耕弘成君 いかにいかにげんにこの制度が考えられたか。私が今ほんの十分質問しているだけで、三月二日の大臣談話も中身が違いました。

職員に配っているQ&Aも中身を撤回します、そして国会に、衆議院予算委員会に提出した大臣のペーパーも中身が違いました。いかにいいかげんかということですよ。これ疑念を求めたい、これは私は大臣の責任は不可避だということを確認に申し上げておきたい。

そして、時間がないから立法でやらなかったと言っていますけれども、去年三月に方針を決めてからやるまで、十二月まで時間があった。九月までの間は長妻大臣、九月からは細川大臣。なぜこの間に我々に働きかけなかったんですか。与党にも働きかけていないと聞いています。その責任をどう考えられますか。

○国務大臣(細川律夫君) これは、実際この運用三号につきましては私はその間もよく知らなかったということ、その点については誠に不明を恥じるところでございます。

○世耕弘成君 知らなかったということも認めるんですね。全く通知が出るまで知らなかったということも認めるんですね。知らなかったんですか。

○国務大臣(細川律夫君) そのとおりでございます。

○世耕弘成君 なかなか信じられない。十一月十四日の年金記録回復委員会の出席者には大臣入っているんです。その議事要旨には、年金、この運用二号の問題も入っているんですよ。それで知らないというのは、これは後でじっくりとチェックさせていただきますが、確信をさせてください。

それと、去年の三月から十二月というのは、これは年金に關してはただの期間ではないんです。我々与野党で、そちらが提出された年金確保支援法という十年遡って国民年金の掛金を掛けられるようにする大改正の議論が行われていた。何でその間にこの運用三号の問題もぶつけてこなかったんですか、そこで相談しなかったんですか。そうであれば、我々はちゃんと、これ我々の時代に起こった問題でもありますから、ちゃんと責任を持った対応をいたしましたよ。何でそのときに言わなかった

んですか。お答えいただきたいと思えます。

○国務大臣(細川律夫君) この年金確保支援法案は、保険料を納めやすくするために低年金、無年金をなるべく少なくする、こういう観点から現行法を改めまして、その納付可能期間を現行の二年から十年にする、こういうこととさせていただきます。

これは、既に昨年の通常国会に提案をいたしたところでございます。そこで議論をしていただいたところでございます。

○世耕弘成君 この法案は、与野党で去年の十月十六日に修正合意しているんです。なぜそのときにやらなかったんですか。

○国務大臣(細川律夫君) それは、そこまで私自身が全くそちらの方については存じていなかったということもあつたから、そういう話にはならなかったということとさせていただきます。

○世耕弘成君 この問題は、長妻前厚生労働大臣がお決めた、そして細川現厚生労働大臣がそのまま通知を出しちゃつた。これ、両大臣の責任は免れないと思えます。長妻前大臣には必ず参事として来ていただきたいし、後村厚生労働省の年金記録回復委員会委員長、そして総務省の原年金業務監視委員会委員長にもお呼びをいたしたい、これら重要な問題点が私の今の質問だけで明らかになりましたから、是非、年金問題の集中審議をやつていただきたい。

長妻さんは消えた年金とおっしゃいましたが、これはまさに連法年金であります。そして、運用三号と名のつていますが、これはまさに藤井の運用三号だということを最後に申し上げまして、私の質問を終ります。

○委員長(前田武志君) 関連質問を許します。森まさこ君、自由民主党の森まさこ君です。

含めて、これからの対応の在り方についてしっかりと方向性を出すために協議してもらってほしいところがあります。

○森まさこ君 全く今の大混戦もたらしたことに、国会は内閣をチェックする機関ですから、私たち野党は鋭い質問もします。しかし、それに対して真正面から答えてくだされば熱議にもなると思っています。ところが、どうでしょうか。今朝からずつと菅総理の御答弁は逃げの答弁、ごまかしの答弁、責任のなすりつけ、残念ながら一回の答弁の器であると思われられる答弁はございません。

今この瞬間も地方は大変な目に遭つています。我が福島県も、経済も雇用も大変です。昨年末、会津地方で雪で交通事情が止まり一夜を明かしたニュース、皆さんも御覧になったと思います。浜通りでは首都圏からの直通特急電車の廃止も発表されました。地方は、国民は不安でいっぱいなんです。総理のお態度を見ていて、本当にこのままこの方に国をお任せしても大丈夫だろうか、そんな不安に駆られてしまっています。

それでも総理は、マニフェストは四年で判断してくれと言います。マニフェストとは、そもそも実行可能性のある具体的政策を財源と期限を故備で示し、事後に検証するものです。

菅総理、英会話教室のNOVAの破壊で大きな被害を出したのは記憶に新しいところだと思えますが、ああいった徹底的な取引契約でいつもトラブルになる点はどこなところでしょうか。

○内閣総理大臣(菅直人君) まず、国民の皆さんが不安に思つておられるというように御指摘をいただきましたけれども、私は、この一年半の間、マニフェストの中でも進んでいるものもたくさんありますし、最も心配をされた経済の状況は、少なくとも一年半前のリーマン・ショック以降改善

らなきやならないという思いを當時持っていたこととは間違いないと思います。

○白浜一良君 榎理 そうですね、当時も今も、この問題については、できるならば超党派で合意形成をして進めてまいりたいという気持ちは一貫しておられますし、その発言自体を否定するつもりはございません。

○内閣総理大臣(菅直人君) 波用者年金といわゆる今でいう国民年金、これについては、先ほど野田担当大臣もお話がありましたように、これを一元化することにおいてはいろいろ議論があることは私もよく承知しております。また、共通番号といましようか、そういう問題も、やはりそういうものがなければなかなかできないということもありません。また、同じ波用者年金の中でも、いわゆる厚生年金といろんな共済制度があります。

同時に、先日の議論の中で、大変いい議論ができたと思っておりますのは、現在はいわゆる非正規の人たちがほとんど厚生年金に入っていない、あるいは健康保険も多くの人が国民健康保険の方に入っている、波用者の健康保険に入っていない、いろいろな過去の経緯があること、指摘をいただきました。

ですから、同じ波用者同士、年金の一元化でも、制度的な一元化に加えて、場合によっては正規、従来、たしか労働時間で四分の三以上という一つの通達でしようか何でしょうか、あつたものを、果たしてそれでいいのかという議論もこの集中討議の中で出ております。

そんなことも含めて、当時、私が原理原則的なことで発言したことは多分このとおりだと思えますけれども、それに至る過程の中でいろいろな段階があるというのは、これは当然であろうことを念頭に置いて考えなければならぬだろうと思っております。

○白浜一良君 私は、衆議院の段階のいろいろな議論を聞いていて、何かもう四月、六月という

ことが、まあ盛んに議論されているということもございませうけれども、そんな期間でこんな抜本的改革がまとまるのかと要するに思いうわけで、それが、今の制度の小手先の改革じゃ、余りに民主党のいわゆるマニフェストの内容と違うんじゃないかということも指摘したかったわけでございますが、今日の議論を聞いていましたら、それを目標としてやるんだと、こういうふうには理解していいわけですね。榎理、最後、もう、確認しておきますが、

○内閣総理大臣(菅直人君) これは、野党もいろいろな党があつていろいろな趣旨の発言をされておりますが、簡単に言えば、ちゃんとあるレベルまでまとめておけば、議論をしよう、議論をしようといつてもできないではないかというのが一般的におっしゃっていることだと私も理解しました。ですから、本来ならもっと手前の段階から野党の協力をいまいしょうか話ができればと、あるいは私たちの今の集中討議にも、場合によっては野党の皆さんにも説明をするようなところにおいでをいただけないかということをお内々思ったりもいたしているわけですが、

しかし、いずれにしても、やはり野党と政府の方でまとめたものを出さなければ議論になかなか取れないということも野党の多くの指導的な方がおっしゃっていますので、それは四月の段階で大きな進歩をお示しを、六月の段階で税と社会保障の案をお示しを、こう考えております。

○白浜一良君 その四月、六月は分かっていますね、もう何回も聞いているから、何をまとめるられるんかという中身の大概、大綱を聞いているわけでございますから、まあ何となく、若干それぞれ皆さんニュースが流れるという感じはしますが、これ以上具体的な話は詰まらぬのでしょうか、議論はやめたいと思えますが

関連しまして、年金の二つの被保険者の資格をなくされた方の生活問題というのがこれ大問題になってございますが、昨日までの審議を見ていま

すと、細川大臣、十一月十五日の課長通知は知らなかったとおっしゃっていますよね。これ、三月の時点で大綱を決められたと、これ長官大臣の時代、それ決められたこともずっと知らなかったわけでしょうか。そして、いつそういうこの改進黨案を知ったということになるわけですか。ちよつと説明していただけますか

○国務大臣(細川律夫君) このいわゆる運用三号の件につきましては、昨年の三月段階で大綱決定をいたしました。それからずっと施行に向けての準備が進んでまいりまして、そして十二月十五日に一月一日から施行するという通達を出したわけでございます。

私が具体的にこの詳細な設計を知りましたのは、この問題が起りました。月の下旬ごろでございます。

○白浜一良君 今日年金局長に来ていただいたのでありますが、昨年の三月、長官大臣の下で何と何を決めたんですか。報告してください

○政府参考人(榮畑潤君) 昨年の三月に運用三号による取扱の大綱を定めたところでございまして、それは、整合しない記録につきまして、受給者の方につきましては現状の年金記録を変更しない、被保険者の方につきましては、過去につきましまして、保険料の時効が到来していない過去二年分以外は現状の年金記録を変更しないということでございます。

○白浜一良君 よく分かりませぬね。要するに、十一月十五日の課長通知とどこが違いますか。全く同じですか

○政府参考人(榮畑潤君) 課長通知は、その取扱を今年の一月一日からスタートするということを示したところでございます。

○白浜一良君 じゃ、中身は、諸だということですね。そうですね。

これ、細川さんは九月に大臣になられた。たとえその三月の時点は、先日の質疑によりまして、私は労働担当の副大臣だったんで知らなかったと、こうおっしゃった、そう理解しています。し

かし、厚生労働大臣になられたということは、こういう重要なことは報告するのが当たり前と違いますの、これ、課長、報告していないんですか

○政府参考人(榮畑潤君) 私ども年金局といたしましては、昨年の二月に既に定められた基本方針に沿いまして詳細な事務処理方法等の検討を進め、言わば実働に向けた準備作業を進めていたところであり、その準備作業が完了したところから昨年十二月十五日に、先ほど申し上げました実施時点を二十三年一月一日とするところの通知を出したところでございまして、言わばその既に定まった既定方針どおりに作業を進めさせていただいたというところでございます。

○白浜一良君 そのこと自身が、全然報告しないということもおよそ信用できませんし、じゃ、課長通知というのはどういうルールで出されるんですか。大臣の決裁は要らないんですか。どういうルールになっているんですか

○政府参考人(榮畑潤君) 大臣までの決裁はちよつと聞いておりました。

○白浜一良君 これはこれで大問題ですね。細川大臣、知らなかった、これが本音だとすると、この課長通知、これはある方には経済的にも分りませぬ。しかし、多くの方には不公平になる。また、税金なり社会保障目なり、そういうたぐいのお金が使われる。そんな大事なことをこの通知で出したんです。あなた、知つたら、局長とか担当課長を呼んで叱責すべきじゃありませんか。やりましたか。やりましたか。それを、何らかの処分をすべきじゃないですか。なぜこんな大事なことを私に知らせないんだと叱責して当たりましたか。やりましたか。これ、確認したんですか。

○国務大臣(細川律夫君) 私が事務方からそのことを報告を受けてまして、なぜ私に報告しなかったのかということでは、それは私の方から聞いたことではない。

そして、これについては、このようにことが行われていくということで、私としては、この運用三号については公平の点とかいろいろな観点から

やはり問題があるというふうに思いましたので、そこでいろいろな関係者からいろいろな事情を聴取をしております。その間、国会が始まりました、年金支務監視委員会、経務省の、そちらの方からいろいろな意見も出ていくというところ、それで衆議院の方の委員会でも御指摘がありましたから、この運用二号については留保ということに決定をさせていただきます。

今、私どもの方で、官房長官、そして経務大臣、私と、昨日もこの件について検討をいたしました、これについては法的な措置も含めて抜本的な改革案を検討すると、こういうことを決定をいたしました。それから先、法的な改正も含めて抜本的な対策を立ててまいります。

○白浜一良君 この起こっている問題をどう処理するかという問題は、これは次の問題であって、なぜこういう事態が発生したかという原因、責任、これを明確にしないといけないということを私は申し上げている。大臣のお話を聞いていても全く感じないんです。

じゃ、処理、こういう実態だということを経済責任者としてどう思われますか、これ、どう思われますか。現在の細川大臣は知らなかった、知らなかったとはいえ、方で金庫に何人いらつしやるか分からない、百万人以上いらつしやるんじゃないかと、こういうふうに行われている、そうした、使ってお金は、兆超えるんじゃないかと。そういう大きなミスをしたということに対して誰も責任ある発言をされない。こういう政府のありように対して処理はどう思われますか、これ。

○内閣総理大臣(菅直人君) 私は、一番重要なことは、国民の皆さんにとってこのことをどのよう将来に向かつて、ある意味従来のやり方が適切でないと思えば変えて、しかし同時に、どういう救済が公平性との観点で重要か、必要かということとをきちんと示すことが最も今の大臣にやっていたかなければならないことだと思っております。

この問題、御承知のように、私も余り細かい話

前までは聞いておりませんが、かなり以前から、かなり古くからこういう扱いが現実にはなされてきたものを、そういう形にしたというふう聞いておりました。この何年間というふうには聞いておりました。以前から本末は三号から、号に変わらなければいけない人についてはそのまま扱っていただけない長い経路の中で、それをどうかしなければならぬというところが始まったというふうには聞いておりますので、その旨のことももちろんしつかり聞けることはそうでありませうけれども、一番重要なのは、これから先に向かつてどういう形で国民の皆さんに示していくか、野党の皆さんからも、これは衆議院の段階でしたか参議院の段階でしたかありましたが、やはり救済は何らかの形で必要だという御意見もたくさんいただいております。

そういう意味で、その救済の方向性を今、細川大臣が経務大臣あるいは官房長官を含めて方向性を出していくと、場合によっては立法措置でそのことはやることも検討するという取組の答弁が今あったと思いますが、そういう方向でしつかりと国民の皆さんに安心できる、そして公平性を担保できる形に持っていくことが今やらなければならぬ最大の課題だと、こう考えております。

○白浜一良君 いや、先ほどから私が言っていますかというところは、それは私はどうでもええと、言っているんじゃない。こういう事態に至ったまま、それまでに、その責任問題、事実説明を私は言っているわけですよ、まず、誤解したら駄目ですよ、それは。

そして、この問題は前かに、年の話じゃない、ずっと問題はあったんです。それは間違いないですよ、だけれども、この通知を出したというのば現内閣で出したんですから、この事実を私は言っているわけですよ、これだけの課長が通知しながら誰も責任ある発言しない、こんな内閣はおかしいじゃないですか、おかしいじゃない、誰が責任取るんですか、これ、無理、これ誰も取らないんですか、すぐこれ止めた

んで、この通知を、発直して、そんな通知を出したのか、責任ある立場で、その責任明確にしなれば国民が納得できませんよ、これ。○国務大臣(枝野幸男君) 三押からも、一定の進言、御発言ございましたけれども、今回の通知に至るには、昭和六一年の三号制度の創設以来、今回の通達で新たなこういった制度を創設したのではなくて、こうした運用が従来から多々見られていたと思われる、そして、どうやら当事者の対応や窓口の対応によって、今回通知で出されたような運用がなされてきたケースと、そうではなくて、それが混在していたということが政権交代後発言をいたしました。こうしたところに至る様々な事実関係や経緯をしつかりと検証してまいりたいというふうに厚労大臣、経務大臣とも話しているところでございます。

○白浜一良君 もう、今回の問題の責任者は誰だ、どこに責任があるのかということをお話言っているわけではございまして、そんなの全然私が開いている話じゃないんです。細川大臣、○国務大臣(細川律夫君) 一月十五日は、当然、私が厚生労働大臣でございまして、厚生労働の行政全般の責任は私が負っているところでござい

ます。○白浜一良君 その上で、私ちよつとこれ不純なものを感じております。というのば、なぜかといいますと、要するに、厚生年金法の改正、昨年の臨時国会で審議しているんです。衆議院で修正して、参議院に送られて、今は参議院審議になってい

ます。これいろんな内容でございますが、いわゆる過去に遡って十年保険料が支払えるという、今は一年しか遡及できません、この審議をしていたんです。これ二月三日で国会終了した。この課長通知というのは、一月十五日に出ている、国会終了

わつたら直ちにしているんです。少なくとも、年間さえ遡って払えば何年支払ってなくても支払ったものとみなすということは元々分かっていたんです。なぜこの話が審議の中で出てこないの

か、十年に遡って支払えますよという法案を、改正案を審議していたときに、なぜこの運用二号の問題が出てこないか、これは不思議でなりません。年金局長、これは分かっていた上で言わなかったんですか

○政府参考人(榮畑潤君) この通知自体は、先ほど官房長官からも御答弁をいただきましたが、これまで年金の支給に当たり、法定時に不整合記録を適切にチェックするという統一性のある運用をすべきところを、必ずしもそれが徹底されていなかったという、年金事務処理上の進め方を改めて統一的にするということを、考えています。したがって、こういうことを考えましてその課長通知ということで対応したところでございまして、年金確保支援法案との関係はそういう点ではどうもいなかったというところでござい

ます。○白浜一良君 そういふことを聞いているわけじゃない、昨年の秋の臨時国会でいわれる年金法の改正を審議しているときには、この運用二号の前身は分かっていたわけでしょう、なぜそれを説明しなかったのかということをお話言っているんです。そうしたら、少なくともこの、年過つたら過去何年払わなくてもみなすというふうなことはできるわけじゃないですか、改正しようという法案を審議していたんですから、衆議院でそれがおかしい、どうですか、局長。

○委員(前田武志君) 年金局長、的確にお答えください。○政府参考人(榮畑潤君) この運用二号につきましては、先ほど申しましたけれども、事務処理上の運用を統一的、貫性のあるものにするということ、課長通知ということを進めさせていただいたところでございまして、年金確保支援法案との関係があるというふうなことはしなかったこと、ろでござい

ます。○白浜一良君 局長だけを責めても意味はござい

ませんが、何か不純なものを感じます、不純なものを感じます。過去一年遡って支払えるようにしようという法案を審議しているときにこういう運

用三号で改訂案が 方で隠されているということ  
自身が非常に不純なものを感じます

私は、副大臣、当時は、十一月十五日の時  
点、私が厚生労働大臣で責任者だと、こうおっ  
しゃった。私はそれで悪いと思いません。誰かやっ  
ぱり、こういう国民に混濁を起したと、不公平  
感を与えてしまったということに對しては誰か  
が、政治家が責任ある発言をしなければ、気持ち  
を持っていくところないじゃないですか、これ  
そういう意味で私はしつこく何回もこれ確認して  
申し上げているわけで、昨年、臨時国会の審議と  
いい、大変私は不純なものを感じるので、そのこ  
とだけを指摘しておきたいと思えます。

それから、ちよつと経済対策を、余りやる時間  
がなくなりまして、少しやりたいんですけども。

閣理、昨年、臨時国会で私、ここで閣理に御質  
問をいたしました、日本政策金融公庫を使って、  
国策事業と中小事業で三年間で、万社つくるよう  
いう御提案を申し上げました。早速、閣理はその  
とき、夢のある魅力的な提案だと、この場で大出  
産大臣に指図を出しておきたいと、こういう格  
好よくおっしゃったわけですが、五か月  
近くおなるんですが、私に何の返事もありません  
が、これどうなっているんですか。

○國務大臣(海江田万里君) 白浜委員に、私が担  
当でございますのでお答えを申し上げます。

おっしゃる通りに、白浜委員はこの問題につき  
対閣理でそういった質問がございまして、閣理も  
前向きに答弁をいたしましたのでございまして、

従来、この日本政策金融公庫におきまして、創  
業者向けの新創業融資制度など積極的に推進して  
おったところでございまして、そして、今年度もこ  
の月末まで、一万九千件、千八百五十億円の支  
給を上げております。

そのほかに、特にこれは白浜委員が提案をした  
ところでございまして、従来でしたら再生局面で  
利用されてきた同からの出資金を再利用した十  
五年一括返済の資本劣後ローン、こういうもの

も、これも盛り込みまして、それから、信用保証  
協会による創業関連保証で、今回の額は、これは  
内数でございましてけれども、来年度の予算案の中  
で、一般会計九百九十一億円、平成二十二年は八  
百一十三億円でございましてけれども、こういう  
形で百億以上、これは外の数で、その中に、実質  
の金額はもう少し少なくなりますけれども、盛り  
込んで、その意味では、御報告がされたことは申  
し訳ございませんが、しつかりと先生の御提案の  
意を休して早速に注入をさせていただいてござい  
ます。

○白浜一良君 経済省もいろいろな事をやってい  
らっしゃるから、あちこちいえばそういうふうにな  
るわけでございまして。私は、大きな理念で、ス  
ローガンとしてはあんとぶち上げてやったらどう  
かということをお願いしたいというふうな説明は全く要  
らないんですよ。

これ、閣理、その場で指示するとおっしゃった  
んですが、こういう取組が困難、私ども、野党  
ではございまして、やっぱり建設的なことを提案  
もしたいわけですが、もう少しやっぱり  
前向きに、何の返事もなしというの、これ、余  
り失礼じゃないですか、閣理、どうですか、こ  
れ。

○内閣総理大臣(菅直人君) 私の指示が不徹底で  
そうした報告が行かなかったことについてはおわ  
びを申し上げます。

○白浜一良君 その上で、今日は、つだけちよつ  
と御提案がございまして、

この国会で、いわゆる同僚職階に各特区制度と  
いうのをとらえていらっしゃるんですね。確かに、  
沖縄特区なども行きますけれども、やっぱり地  
域の活性化で生かそうという、趣旨は私も賛成で  
ございまして、私、大阪なんですけれども、中小  
企業を経営されている方がいらっしゃるんですよ  
よ、もうからないけれども雇用を守るために必死  
でやっているんですよ、だから、育てようとい  
うならばもっといろいろな面での優遇措置をして

ださいよと、そういうふうにおっしゃっている  
今考えていらっしゃるの、この総合特区制度  
というのは、いわゆる法人所得では、割カットな  
んでですね。沖縄特区の場合は三五%カットされ  
る。まあ沖縄はとも行きます。これはこれでい  
いんです。ただ、いわゆる地方税の関係がないん  
ですよ。これ、片山大臣ですかね。これ、地方税  
というのは固定資産税やから、これはそれぞれ自治  
体で努力して家を出してこいといつても、もう地  
方もお金がないわけではございまして、沖縄は同僚で  
浦添にいますから、沖縄ほどやる必要はござい  
ません。しかし、そういう同僚の配慮というものが  
あつてこそ、そういう地域で雇用を守るために仕  
事頑張ろうという経営者が頑張ってくれるわけ  
で、その配慮がない、という面でも、もう一段積極  
的にやるべきだと思っておりますが、大臣、どうです  
か。

○國務大臣(片山善博君) 議員がおっしゃるよう  
な考え方もあると思えます。ただ、この総合特区  
をこれから推進していこうとしたときに、同僚の方  
は、従来とは違つたいろいろな、例えば財政上の措  
置とか金融上の措置だとか、同僚以外の措置も  
これ組み合わせるわけですね。

その点に、つ重視したいと思っておりますの  
は、地元が、特に自治体を中心とした地元におき  
にやる気があるかどうかという、単に国が制度を  
しつらえてこんな有利なものがありますよと、  
それをばくつとするんじゃないかと、本当に地元が  
イニシアチブを取ってやる気がありますかという  
ことが、この重点の点のメルクマールになるだろ  
うと思っております。

その際に、地方税というのは自治体の税であり  
ますから、そこを白腹を切つても特別措置を設  
ける意思があるかどうかというのは、一つの重要な  
要素ではないかと思つてございまして、是非地元  
の自治体が本気で必要があれば、固定資産税であつ  
てもその他の税であつても、まけてでもその特区  
を推進するということをやつていただきたいと思  
つております。

その後、全体の財政の問題というのは、ほかに  
もいろいろありますので、全体の財政状況を見な  
がらその自治体に対して支援をするということ  
は、それは一般論としてはあり得ると思つてござ  
いまして、ここにおいては独自でもやるという気  
概を示していただきたいという気持ちであります。

○白浜一良君 人臣は知事もされてきたから地方  
のこともよく分かりますが、そんな財政の  
余裕はないわけで、丸々国でやれと私は言つてい  
るわけじゃないんです。地方も努力するけれど  
も、財政がやっぱり支え切れないものがあるから  
軽減措置をしたらどうですかということ、私は  
国が少し補填してあげたらどうですかということ  
を言っているわけで、もうちよつと前向きな答弁  
しなありません。

○國務大臣(片山善博君) 今、国会に提出しよう  
としていられるものにつきましては、先ほど私が申し  
上げたようなスキームにしております。その上  
で、自治体がある程度にどうされるか、これを適用を  
受けてどうされるか、それを見て、先ほどちよつ  
と御答弁申し上げましたけれども、その他の気え  
ば特別交付税だとかいろいろな措置がありますの  
で、そういうものの的確な支援措置ができるかと  
うか、これは可能性は大いにあるだろうと思いま  
す。

○白浜一良君 そういう幅を持って見ていただく  
というふうには理解をしておきたいと思つてござ  
いまして、もう一つ提案がございまして、今は住宅エ  
コポイント制度がございまして、ただ、今は限定され  
ているんですけど、いわゆる自動車のエコカーの注  
助金制度とか電気製品のエコポイント制度という  
のは広がりがございまして、事業として、ところが、  
住宅エコポイントは大変限定されている。そこ  
で、これは提案なんですけど、つ加味されてはど  
うかと。

一つは、だんだんこれから高齢化が進んでいく  
わけで、バリアフリーの工事もエコポイントに包

たくさん、いろいろな発言をされ、そんな中でこの規制仕分けという位置づけであったのかなというふうなうがった見方を私はいたしてあります。非常に心配もいたしております。

そこで、大臣にお聞きいたしますけれども、今回の規制仕分けの中におきまして、薬のインターネット販売、どのような議論がなされ、どのような結論といえますか、どのような報告になつておるのか、お聞きをいたしたいと思ひます。

○細川國務大臣 三月六日に開催されました行政刷新会議規制仕分けでは、一定の安全性を確保しながらインターネット等で医薬品を販売するためルールを制定すべきではないかという論点が表示されて、この規制の導入により国民に不便を強いている面があるというような指摘がされたところでございます。

それに対して、厚生労働省といたしましては、医薬品を必要とする方々に安全、安心、円滑に届けられることが薬局等やあるいは薬事行政を担う厚生労働省の責務であるというような説明をいたしました。そういうことが刷新会議でいろいろと議論されたところでございます。

○田村憲委員 ここにワーキンググループの議論の結果というのがあるんですが、わざわざこれ、「改革の方向性」と書いてあるんですけれども、「安全性を確保する具体的な要件の設定を前提に、第三類医薬品以外についても薬局・薬店による郵便等販売の可能性を検討する。」と。

何かよくわからない「葉」でして、最後、「検討する。」というのは、政府の検討するは検討しないなんて話が告がありましたけれども、普通に読めば、「検討する。」と書いてあるんだから、一定の安全性、「安全性を確保する具体的な要件の設定」というのが書いてありますけれども、前提に、何か、改革して規制緩和をするような、そんなふうな受けとめられるんですが、私は、非常にこれは怖い話だというふうに思います。

多分、議論の中でも出てきておるんだと思ひますが、そもそも、にせよなどというふうなもの

も、ネット上というのは秘密性というものがあつてありますから、これ、「薬局・薬店」と書いてありますけれども、本当に相手は薬局なのか、店なのかわからない中で薬が売られる可能性もあるわけですよ。それで健康被害等々が発生する可能性もある。ましてやそのときに、お聞きしますと、ネット業者が責任をどうとるんだという話になつたときに、そこはまだ完全に確定された議論になつていない。だから、だれが責任をとるんだ、だれが薬局や薬局だというふうな判断するんだというところまで問題が非常に広がつていくわけなんです。

ですから、そういう意味では、大臣、これは大変慎重になつていただきたいというふうには私は望んでいたと思ひますし、今のお話だと厚生労働省側はそういうふうな考え方なんだろうと、大臣のお言葉で受けとめさせていた、だまされたいと思ひますか。そして反対派、今、これは中でも反対をされている方々がおられると思ひますけれども、どういう方々ですか。

○大塚副大臣 御下問の件は、ここ数年、ずっと議論が行われておりますが、主に賛成派と、われの方々は、やはりインターネット事業者の方々が多いいというふうな承つております。一方、反対のお立場の方々は、やはり薬業に携わつておられる方々並びに薬害に実害に遭つた被害者の方々が中心であると思ひます。

その上で、田村議員にも御報告申し上げますが、この規制改革の前提となつております規制改革分科会というのが、私が前任の内閣府の副大臣の時代に立ち上げたものであります。あくまで、規制、制度そのものに照らして、現状の内容が合理的であるかどうかということと、客観的に議論してほしいということとで立ち上がったものであります。

したがって、この薬業に関する規制は、安心、安全で、そして円滑に医薬品を国民の皆さんにお届けするための規制や制度でありますので、万が一にもそのことがおろそかになるような、そういう対応は、厚生労働省としては大臣以下、私ども一切考えておりませんので、ぜひ御安心をいただきたいと思ひます。

○田村憲委員 いただいた資料を見ていますと、やはり今副大臣おっしゃつたとおり、消費者や薬害被害者の方々、例えば全国消費者団体連絡会でありますとか主婦連合会、全国消費者協会連合会等々、また一方で薬害の被害者の会、もうほとんど反対ですよ、反対。やはり非常に怖いけれども、一方で、化学成分を非常に多く含むものを来すおそれがあるわけでありまして、大抵、そういう使う側の方々は反対、それから、当然、薬を取り扱う側の方々も反対。

一方で、賛成されている方々は、一部は薬を取り扱つていられるところも賛成者はおられますけれども、ほとんどがインターネットを通じていろいろな販売をやられておられる方々だと、つまり、販売側の方々が賛成で、使う側、使用する側、これは反対だというのが鮮明に見てとれるんです。

ですから、ここは、もちろん販売をやるというところを円滑にという気持ちもわかります。しかし、少なくとも、民主党政権というものは生活者が第一であったはずですから、使う側に重きを置いていただくということは、我々は期待をしております。

ですから、我々でも反対しているものを民主党が賛成なんというところはあり得ないだろうというふうな思つておられますので、その点はぜひとも御理解をいただきたいながら、特に厚生労働省、これは党は関係ないわけでありまして、薬害全般を取り扱つていられるわけでありまして、政府の中においても皆様方の貴重な対応をお願いしたいというふうな要望をいたしたいと思います。

さて次に、非常に予算委員会話題になりました。いわゆる運用三号の話の方に入らせていただきます。というふうな思ひますが、だんだんだんだ

ん国民の皆さん、運用三号という言葉が定着してきまして、大体問題はどのようところかというものがわかつていようでわかつていないような、そんな状況だろうと思ひます。

年金の三号被保険者の方々の問題、しかも、本来は三号被保険者じゃないんですよ。サラリーマンの専業主婦を中心に、そういう方々の話なんです。途中でだんなさんがサラリーマンをやめる、もしくは御本人がパート等々で働いておられて年収百三十万を超える、そういう部分になつた方々が、要は、手続をちゃんとしていれば三号から外れて一号なり二号なりに移るんでしようけれども、そのまま手続を、法的には御本人が申請をしなればならない話でありますけれども、申請をせずに記録が三号に残つたまま、こういう問題だつたんだと思ひます。

しかも、法定時に、本来はここでわかるわけですよ、ね、年金の法定をするときに、ですから、今回、百万人以上、まあ、一瞬切つたところで百万人という話ですが、これは本来はもっと多かつたんでしよう。それが、法定のときもある程度そこで訂正されているから、既に年金をもらわれている方々は減つて、ある程度少なくなつていまして、しかし、まだ法定されていない方々は、自分が申請した方は別として、他の残つていられる方はこの中の数字に含まれていて、こういう問題なんだらうと思ひます。

この問題を長さんが、経緯を見ますと、おとしの十二月に、担当者にアンケート調査をとつて、どんな問題があるか、こういうことを聞き取つて、こういう問題がありますよというところ、これを気づいた、ここが判明した。私は、ここまでは長さんはよくやつたと思ひます。さすががミスター年金だ。どういふ問題であるかというところをあぶり出すという意味では評価しているんですよ。

ただ、その後やつたことというのは非常に解せないというか、今まで厚生労働省つてこんなことかけんなことをやつてきた省かな。いや、いい

ただ、その後やつたことというのは非常に解せないというか、今まで厚生労働省つてこんなことかけんなことをやつてきた省かな。いや、いい

ただ、その後やつたことというのは非常に解せないというか、今まで厚生労働省つてこんなことかけんなことをやつてきた省かな。いや、いい



かげんなところもあるんですが、しかし、事この部分に関しては、かた過ぎるくらいかたかつた者だったんです。

何を言いたいのかというと、国民の権利義務に非常にかかわるところ、しかも、お金がたくさん動く可能性のあるところ、こういう問題を法律改正なしに運用だけでやっちゃうというふうなことを安易にやるような省じやなかつたんです。ところが、これを運用でやっちゃうた。

これを決めたのが去年の三月であつたという話なんですけれども、そもそもそれが、改めて聞きまされども、それが運用で今回の制度の改正をやるというふうにお決めになられたんですか。それが決めたんですか。

大臣 経過がわかればお願ひします。

○細川國務大臣 これは、先ほど委員が言われたアンケート調査によりまして、こういう問題があるという指摘がございましたので、全国的にどうか、社保庁の方で、この問題について不整合が出てまいりましたので、これをどうするかというところを、当時の大臣の年金回復委員会、この実務で中心になつていた人たちがそれから年金局の方でいろいろと実務的に検討をして、大臣の方にその話をされて、そして大臣が年金記録回復委員会というところにそれを提起いたしましたので、そこで異議なし、こういうふうになつたようでありまして、そこで、その経過を見ますと、やはり当時の大臣のもとで決めた、こういうことになるとおもいます。

○田村(憲)委員 大臣が、長妻大臣が運用でやろうとお決めたことではないんですか。

○大塚副大臣 結論から申し上げれば、大臣の臨陣のもとで、厚生労働省の担当部長が年金記録回復委員会の助言も受けて決定をしたということでありまして、

それと、運用で決めたというふうには御表現をいただいているんですけども、これは今後の議論をぜひ建設的に進めさせていただくために、

点だけ簡単に補足をさせていたただきたいんですが、従来も運用三号と同じ扱いが現場で行われていたというその現実を直視して、しからば、これからどのように是正をしていけばいいのかわかることを、担当省として行政権限の範囲内で、一定のプロセスを経て決定したということであると認識しております。

○田村(憲)委員 現場で運用三号と同じような扱いを今までしていたと副大臣はおっしゃられましたけれども、現場のだけの権限で、運用三号と同じ扱いということは、違うとわかつていても、それをそのまま記録を変えずに、要するに、記録訂正なしに運用したわけですね。これはだれの権限でそんなことを現場がやつたんですか。

○大塚副大臣 そが、いや、これはぜひ野党の先生方双方に聞いていただきたいんですが、結局、この第三号被保険者という記録の状態の方々が、実際は例えばある期間本人は第一号であるという記録をお持ちの方々が、例えば五年前、六年前、そういう時期にも社会保険事務所の窓口で異議請求に来たときに、社会保険庁の窓口の方々が、あなたが、第三号被保険者の記録になつているこの部分は、配偶者の記録と突合すると本当は第一号ですねということを確認して、間違ひがあればそれを訂正していかなくてはいいかたつたわけですね。

ところが、それが現実にはきつちり行われていなかったために、現に既に年金を受給していらつしやる方々の中にも、三号の記録が一号に訂正されないまま、言ってみれば、現実の年金受給額よりも高い額で受給をされている方がたくさんいらっしゃる蓋然性があるということでありまして、

○田村(憲)委員 発言は違いますよ、副大臣。あなた、現場で運用がなされていたと、違うじやない。それは見過ごしがあったということでしょう。見過ごしがあったということと現場で運用していたというのは全然違いますよ。

今、あなたが初めに言つたことは、現場で今回の三号と同じような運用がなされていたとおつ

しやいましたから、それは、本来違うとわかつていても、現場で、いや、あなたは突合したら主婦と違いますね、サラリーマンの専業主婦じやないですね、だんなさん、サラリーマンから変わっちゃいましたねと。そうわかつていても、いや、でもすぐにあなたが申請出さなかつたから、また、我々がちゃんとそれに対して宣伝しなかつたから、我々にも落ち度があるからこれは運用三号として認めてあげますよというのを、先ほど副大臣が言つた言葉だと許したという話になるんです。今の話だつたら、見過ごしていったという話でしょう。どちらなんですか。

○大塚副大臣 結論から申し上げれば、見過ごしていったということでありまして、

したがって、先ほど、私も正確に表現させていたいただいたつもりであります、改めて正確に申し上げますと、今回、こうしていろいろ御指摘をいただいている運用三号と事実上同じような扱いが、見過ごし等によつて多数行われていたということでありまして、

○田村(憲)委員 もちろん、その問題があることは我々だつて認識をしておりますよ。要するに、見過ごしがあったからこういう問題が起つてきているということ。だから、それをどう解決しなさいいけないかという問題は、確かに全体としてあるんです。我々野党もやっていますから、特に、我々は与党もやっていますから、ただ、そういう大きな権利義務、国民の権利義務にかかわる問題を運用でやっちゃうやおうということとを、つまり、ここで言うところの課長通知です。きのう確認したら、日本年金機構に通知を出す場合には課長通知、もし理事段に通知を出した場合には局長通知だつたかかわらない、こうおっしゃられました、厚生労働省の方が、しか、どちらにしても通知なんです、これは、法律改正じやないんですよ。

こんなことを、なぜ今回、厚生労働省が決めたのか。それが決めたのか。先ほど副大臣は、記録回復委員会が決めたことを厚生労働省の役人と相

談して大臣が最終決定した、こういう話でしたが、そもそも記録回復委員会は、これは大臣の言ふなれば諮問機関じやないですか、大臣何い定め、よくわかりませぬけれども、大臣の諮問機関で決めたことを大臣が追認したんです。ということは、長妻大臣が決定したということではないでしょうか。

○大塚副大臣 正確に表現申し上げますが、先ほど私は、記録回復委員会が決定したというふうには申し上げておりませんので、記録回復委員会の助言を受けてというふうには申し上げました。

これも結論から申し上げれば、もちろん最終的な監督責任は大臣にありますので、当時の長妻大臣が決定をしたということでありまして、

ただし、正確に時系列を申し上げますと、三月二十九日の省内の会議において最終的に今回のような原案が決まり、その同日の夕刻に開催された年金記録回復委員会にその原案について助言を求め、助言としては、こういう考え方もこの問題に對する対処の仕方としてあり得るだろうという趣旨の助言を受けて、最終的に方針が決定されたという経緯でございます。

○田村(憲)委員 何か、大臣が決めたんじゃないみたい、そういう言い方をされたいようですけども、これは流れを見たら、どう考えても、大臣の諮問機関で一定の結論を出したことを追認して決定したわけだから、これは大臣が決めた以外には考えられない。そこがわからないから、この問題は、一体だれがこれを決定したんだと、非常に大きなことですよ。本来は法律改正でやらなきゃいけないようなことだと私は思っていますよ。それを、大臣が、一大臣とごつては失礼だけれども、同会に諮らずに決めたというところに私は問題があると思つておりますので、これは長妻前大臣を委員会の方に参考人としてお招きをしたいと思つております。委員長、よろしくお願ひします。

○牧委員長 理事會において協議をさせていただきますと思つております。

○田村(憲)委員 つまり、年金記録回復委員会と  
いう開かれた密室で決めたというところに私は  
大問題があるんだと思うんですけども、大臣、  
これは、密書の委員会でこれをお決めたという  
ふうな私の発言に対して何か反論はありますか。  
か。

○細川国務大臣 密室というような表現をされま  
したけれども、しかし、この年金回復委員会とい  
うのは公開でございまして、公開の場で委員の皆  
さんが議論をされる、こういうふう聞いており  
ますから、これは密室ではないというふうには私  
は思います。

○田村(憲)委員 密室じゃないということは国民  
の皆さんがわかっている、そういう話ですね、開  
かれたところでやられたと。

大臣、あなたはいつ、こういう事実があったと  
お知りになられたんですか。いつ、課長通知で、  
運用でこういうような行為がなされたというこ  
とをあなたは知ったんですか。

○細川国務大臣 私自身は、昨日の予算委員会  
の方でもお答えをいたしましたけれども、私がこの  
運用三号のことについて事務方から説明を受けた  
のは、ことしになって一月の末ごろ、下旬だと思  
います。

○田村(憲)委員 大臣、先ほども密室じゃないと  
おっしゃられた。この委員会、三月二十九日  
ですよ、去年の。この三月二十九日の年金記録回復  
委員会で決定したわけですよ。これを密室じゃな  
くて公開されている、これは開かれた議論の中  
でやったのだと。にもかかわらず、その一番のトッ  
プ、いや、そのときもナンバーワンだったんだ、  
あなたは副大臣として。そのあなたがずっと一年  
近く知らなくて、ことしの一月の末にやっと役所  
の役人から話を聞いてわかったと。これは密室  
じゃないですか。あなたがわからなかったことが  
国民がわかるはずないでしょう。違いますか。密  
室でやったと認めてくださいよ。

○細川国務大臣 田村委員から質問のありました  
のは、年金回復委員会が密室で行われたからこれ

はみんなわからなかったのではないかとという趣旨  
で聞かれたらと思ったから、私は、年金回復委員  
会は公開をされていまして、こういう発言をした  
わけでございます。

それは、私は、こういう問題については国民的  
な議論もしなければいけないと思いましたが、ま  
た、私としては、この問題については両方の皆さ  
んにも御議論もいただかなければならない、こう  
いうことも考えまして、法的な改正も視野に入れ  
まして抜本的な改革をしていく、こういうことを  
今申し上げているところでございます。

○田村(憲)委員 手をたたいている場合じゃない  
んですよ。内山政務官、苦笑いされていますが  
けれども、これだけ国民の皆さんの、先ほども言  
いました権利義務、大変な金額が動く話なんです  
よ。これを、ちよつと公開されたからもう国民  
の皆さんには開かれた、そういう話だったんだ  
とは私は言えないと思うんです。

確かに、何とか見ようと思えば公開で見られた  
かも知れない。しかし、本来はもっと国民的な  
議論がなされて初めて改正されるような大きな課  
題なんです。ましてや、大臣さへ、当時副大臣  
の大臣さへわからなかったようなこと、そんなこ  
とが国民的に開かれた場で議論をされたとは絶対  
言えない。

ですから、胸を張ってこれは密室じゃなかった  
んだとおっしゃれませんか。もうほぼ密室に近  
かった。つまり、隠して、できればこのまま進ん  
でいければいいというふうな思ってた、そんな  
な可能性が私は強いと思うんです。だから私は  
言っているんですよ。

内山政務官、きょうお越しいただきまして、あ  
りがとうございます。  
政務官が、総務省の年金業務監視委員会の中  
で、これは二月十六日の委員会において、運用三  
号は、法治国家の建前から見ても法令違反であ  
り、年金記録を正さないという不作為になるの  
ではないか、きちんと法律改正すべきではないか、  
こういうことをおっしゃられたというふうには伝

わっているんですけども、これで正しいのか、  
そして今もそのように思っておられるのか、さら  
に言えば、厚生労働省、この運用三号をやったこ  
とに対してどのような評価をされておられるの  
か、お聞かせください。

○内山大臣政務官 田村委員に質問をいただきま  
して、ありがとうございます。古巣のこの厚生労  
働委員会が答弁できますこと、大変感謝でござ  
います。感激を以てお答えしますと時間がなくなり  
ますので、早速お答えをしたいと思います。  
まず、私自身、この運用三号とこのことを知りま  
したのが、一月中でございます。多くの現役の社会  
保険労働士の皆様から、何かとんでもない仕組み  
ができたぞというところで、調べてみますと、年金  
業務監視委員会が、私が実は担当させていただ  
いておりますので、早速この委員会でも議論を、厚生  
労働省、そして年金機構の担当者からヒアリング  
をさせていただきました。

二月十六日、委員がおっしゃったとおり、運用  
三号の取り扱いは、現場で研習を怠った行政の怠  
慢を隠す行為ではないか、組織ぐるみの社会保険  
庁のミスである、だから、この運用三号というの  
は非常にやばいおかしなことでは申し上げた  
次第でございます。

さらに、二月の二十八日に、これはもうこのま  
までは、救わなければなりませんので、対案とい  
うのもやはり平成の特例納付をやるべきじゃない  
かということも一併に申し上げております。そし  
て、委員会ですから、自由活発な議論という出  
で、いろいろな各委員からの意見をいただきまし  
た。

いまだかつて私もよくわからないのは、年金記  
録回復委員会には年金業務にすぐれた委員の皆さ  
んがたくさんいらつしやるわけですね。そういう  
委員がいらつしやる中でなぜこのような結論に達  
したのかというのが非常に私、今でも疑問に思っ  
ているところであります。これは、きょう年金  
記録回復委員会も行われるようでありますし、ま  
た、年金業務監視委員会から意見もこれから出さ

れるという予定になっておりますので、さらにこ  
の辺を詰めて、よりよいものにしていかなければ  
ならないと思っております。  
それから、余談ですけども、私も現場で年金  
歳定請求者を恐らくもう数千枚つくつています。  
このときに、必ず請求者と配偶者の記録というの  
を突合するんですね。そのとき、一号の配偶者に  
三号の配偶者がいるということはその場ですぐわ  
かるんですよ。ですから、なぜそんな既歳定受給  
者が三号の間違った期間で年金を受給しているの  
かというのは、非常に疑問に思っているところで  
あります。

そういったところも含めて、さらに議論を深  
め、回復するべきところはさかのぼって回復をす  
るべきだろうと思っております。

○田村(憲)委員 私は、今の政府の中にもこうい  
う良心的な方がおられるということを非常にうれ  
しく思います。  
この年金業務監視委員会というのは、ちよつと  
私が総務省の副大臣をやっているときに、この  
にかかわった、そういう機関でありますから、そ  
ういう意味では、直つた御意見が出て、そし  
て、今回のこの運用、これを正そうというよう  
な方向に動いてきているということは評価をいたし  
ますが、結局、今内山政務官がおっしゃられたと  
おり、本来これはやっちゃいけないことを厚生労  
働省は決定した。

しかも、それを、副大臣であられた今の大臣、  
細川大臣が聞かされていなかったということも問  
題ですけれども、しかし、当時の大臣が決定し、  
ほかの政務官、それから副大臣も知っておられ  
たわけですね。知っておられてこれは動いたわけ  
ですから。当時担当じゃなかったという大臣のお言  
葉が委員会でもありましたので、私は知らなかつ  
たというふうな話なんですけれども、その時点で  
も問題なんですけれども、大臣がかわった後あな  
たが知らなかったということもまた問題なんです  
よ。

だつて、十一月の十五日に、通知で各現場にこ

だつて、十一月の十五日に、通知で各現場にこ

それが伝わっていったわけですよ。それで、結果的に、その前の十四日に年金記録回復委員会があったはずですよ。ここで大臣は出席をされておられるというふうにお聞きをいたしているんですけども、この会議で、本来ならば、この議題、いよいよ通知しますよということが話し合いがなされたはずだと思いますのに、そこに大臣は出席されていたにもかかわらず、なぜこれを知らなかったんですか。

○細川國務大臣 その十二月十四日の年金回復委員会には私は出席をいたしました。

ただ、出席したのは、冒頭の私のあいさつをいたしまして、すぐに退席をいたしました。したがって、本来ならば、その年金回復委員会が議論をされるということについてのいろいろな議論について、私のところに事前の説明が事務方からあるべきであったというふうにも思いますが、そのときには、議題そのものには入っていませんでした。大きな議題は紙台帳とコンピュータ記録の突合の開始があった、そこでサンプル調査も出た、そのことが議題だということをお口頭で私の秘書官から受けておりました。きょうはそういう大きな議題があるということ、そこで、そこで行きまして、私としては冒頭にあいさつをして退席をいたしまして、したがって、そのときは本当にこのことについては知らなかったということでございます。

○田村(憲)委員 普通は、こういう会議は事前に担当が説明に来て、こういう議題で会議をします、大臣、冒頭、あいさつをしてください、時間があったら出席してくださいという話だと思いませんか。お忙しかったのはわかる。だから、冒頭にあいさつだけで扱われたのもわかる。しかし、何か今の話だと、これはちっちゃい話で、大きい方が年金記録の突合の話ですか、そちらの話であったと。全くおかしいですよ。こちらのほうが大きいという話ですよ。

これはやはり大臣、政治主導といいますが、全くもって、あいさつだけするんであって中身の議事は関係ないから私は中身を知らなくてもいいんだというふうな、そんな姿勢が見えて仕方がないんですよ。あなた方が訂われた政治主導というのは、体何だったんですか。ここが最後のチャンスだったんですよ。もし、この事前説明で大臣がこれはまずいぞと初めて知って、やるべきでないとお決めになられればとまづたかもわからない。それをあなたはみずから放棄してしまつたんです。

この会議に出ているというのは、たとえあいさつだけだったにしても非常に重い話ですよ。あなた自身が本来知らなければいけなかった事実を、ここでみずから耳をふさいで聞かなかったのと同じなんです。責任、どう感じるんですか。

○細川國務大臣 確かにそのときに説明を受けて内容について私が熟知したならば、そこで私も当然、これはもう一度考えなければ、こういうことを当時考えたらどうというふうにも思います。私がかつたの一月の下旬になって事務方から説明を受けたときに、私もだからその事務方について相当強い口調で、なぜこれを私のところに説明しなかつたんだということでも叱りつけたところでございます。

そういう事実関係でございます。それは委員が言われるように、十四日の年金記録回復委員会の中で私がしつかりそのことを知っておくべきだった、それはもう、今となつては当然そう思っております。

○田村(憲)委員 もしそのときに知っていれば、課長通知を出さずにこの運用をとめておられたというところではないんですか、今の話は。

○細川國務大臣 私が事務方から最初にこの問題について説明を受けましたときに、先ほど言いましたように、こんな大事なことなぜ説明しなかつたのか、こういうこと、もう、つは、もう既にずつとやつているということ、これははずかしくも話もしたりのうたしまして、最初に私がこの問題について知つたときにそういうことを

思いましたので、十四日の回復委員会で、その叫で私が知つたということ、あるいは、事前にその会議の内容を聞いていたならば私なりの考えをそこで話をしたというふうにも思っております。

○田村(憲)委員 その後の大臣の御行動が、もしそこで知つておれば当然それをとめて留保したというふうな流れになるんだらうというふうなお話だと今受けとめをさせていただきましたが、大臣、月の末にこれを知られて、その後留保されるまでの間、時間がかかりかかっているんです。

しかも、これは衆議院の予算委員会、当時、閣下委員でしたか、総務大臣と大臣の間で意見のそごが生じて、どうするんですか、どうするんですかという中において、これを留保いたします、こういう発言なんですよ。

だから、あなたが、一月三十何日か知りませんが、一月末と先ほどお話がありましたけれども、知つた時点でとめたわけじゃないんですよ。予算委員会ですつとかれて、まあ異例ですよ、委員会の中で留保しますと、普通は、そればかりですつと検討してきていて留保しますというのばかりですけれども、委員会の中であつたつとかれて留保しますというふうな話だったので、非常に異例なんですけれども、私は疑わしく感じて仕方がないですけれども、今の大臣の御発言を。

そして、もう一方で、その委員会の中で大臣が留保しますと言つたものだから、余計に変な政治主導で混乱が生じた。それはなぜか。先般の参議院の予算委員会からの発言で、それが残つたかつかつてまいりました。

五日に年金を支給される方々が出てくるということもわかつてまいりました。

○田村(憲)委員 大臣、なぜ、留保すると言つておられて、四百九十三人に三月十五日、間違つた記録のまま年金を支給されるんですか。

○細川國務大臣 その裁定をしたときには、運用三号、これを適用して決めたわけでありまして、行政手続的には、これは法にのつた形で行っている、こういうことでございます。したがって、裁定者は受給権者となるわけでございます。したがって、まずはそういう、年金をもらえ受給権者であるということ、もう一つは、三月十五日というか三月の随時払いについて、二十四日でその年金の支払いをストップ、こういうことを私の方から言いましたら、既にもう裁定者については処理をしている、ほかの皆と、籍に随時払いの方の手続に入っている、その裁定者だけ抜きにして支払いを止めるということは不可能だ、こういうことではございまして、やむなく、それで支払う、こういうことにはしたところでございます。

○田村(憲)委員 石井さん、これは手作業でも無理ですか、四百九十三人、手作業でもできないという話ですか。今、大臣は、何か技術的にできないというお話のように承りましたけれども、手作業でも絶対不可能ですか。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

大臣が留保の決定をなさいました日付、二月十四日でございます。日本年金機構におきましては、もうこの二月二十四日まで三月臨時支払いのデータのテールを完成させておりました。これは、先ほど大臣から御答弁がありましたように、今回の運用三号の適用対象者の方、それからそれ以外の大勢の方、それらの方が一体となった支払いデータでございます。これを適用対象者の方だけ抜き出して、再度、支払いのデータをつくり直すということが難しかった。まず、この点を申し上げたいと思います。

それから、手作業でというお母様がございまして、これは年金、国庫金の支払いでございます。で、例えば、ゆうちょ銀行さんにおかれましては手作業での支払いは仕組み上できないといったような制約もございまして、手作業による検討というの難しいという判断をいたしました次第でございます。

○田村(憲)委員 本日に不可能だったか。本日にやるつもりなら、私はできたと思いますよ。

私は内山政務官に、これは質問じゃないので通告してないので申しわけないんですけども、お聞きをしたいんですけども、本来ならばこれは裁定のときに、今まで、運用三号が発動されるまで、要は、裁定のときに気づいて訂正をされる案件ですよ、今回、気づかなかつたわけじゃないんですから。

それで、まずいということがわかっていたとして、もう国民の、要するに年金というものが規定されて、それでその人に権利が生まれたからのような発言が今大臣にありましたけれども、実際、規定をして、まずいということは気づいているわけですよ。これを今訂正せずに、もう既定者と同じようにお金を払っちゃう、つまり受給者と同じようにお金を払っちゃうという行為が正当かどうか。今内山政務官はお感じになられますか。

○内山大臣政務官 今までも、どのくらいの方が間違つて、本来、一号の未納であった期間として

私わかれてるのか、これがわからないんです。秋ごろにコンピューターのすり合わせをして出てくるといふことですから、それも含めて今回、銀行口座の振り込みのデータが物理的に間に合わないケースもたくさんありますから、これも含めてお返しをいただくということになるんだらうと思えます。

それからもう一点、先ほど、追加なんですけれども、厚労省と総務省の意見が違ふということではなくて、総務省は年金業務監視委員会というものを持ってチェックをしておりますので、チェック機能が正しく働いた、白浄作用が働いたというふうな御理解をぜひいただきたいと思えます。

○田村(憲)委員 今、内山政務官からいい提案がありました。それが間違つていないかというの、はわかっているわけですから、どうして支給がシステム的に間に合わない、とめることができないというのなら、通知を送つていただいで、それこそ郵送で送つていただいで、これぐらいは間違つて送りますので返していただきたいということとで後から返還をいただくということ、今多分、内山政務官はそれを言われたんだと思うんですけど、この内山政務官の提案というものを重く受けとめていただきたいと思うんですが、大臣、どうぞ。

○細川國務大臣 私どもも、この臨時払いでやむなく支払うというその当人に対しては、今回はそういう支払いをするけれども、しかし、私どもが考えております抜本的な対策が決定して、その方針が決まった場合に年金額が減額される場合もあり得るということの通知は、私どもの方でもするといふふうなことを考えております。

○田村(憲)委員 いや、減額をするんじゃないかと留保をすとおっしゃられたんですよ。大臣は、三月の十五日には払わないとおっしゃられたんですよ、予算委員会です。それがどうしても間に合わずに支払われるならば、その方々からは、その分だけは、本来、記録訂正したその金額まではお返しをいただくというのが当たり前じゃないですか。

か。その後、法律が通つて、まあ認められることはないと思えますけれども、認められればまた、その返していただいたのをお戻しにならなければい話であつて、とりあえずは留保されると言われたんだから、それがどうしてもシステムで間に合わなくて支払われるとすれば、それをお返ししたくのが当たり前じゃないですか。

○大塚副大臣 この点も重要な点でございますが、今、正所に説明をさせていただいたんですが、今、田村委員が御指摘になつた点は、二月二十四日、大臣が、即日、国会での御指摘を受けて決定をされた内容の中に、既に裁定を受けた方々に対する支払いも留保するという表現があつたわけであり、三容弁をさせていただいておりますが、国庫の最高機関で御指摘をいただいたことでもあり、まず立ちどまして考えさせていただきたいという意味であります。

その上で、私どもは、既に裁定をされた方々の法的措置づけを考えると、これはもう受給権が確定をしているわけでございますので、これを今直ちに減額が当然であるということを示し述べ得る立場には我々はありません。この運用三号の取り決めそのものも本来は国会でやるべきだったのではないかと、今まさしくその御指摘をいただいているわけでありまして、既に裁定者については、これはその方々に法的に受給権が確立をしているわけでありまして、仮に、この運用三号が不当の観点から不当であるという最終的な検討結果になつて、遡及してこれを減額返還していただくかどうかということも、これは国会で与野党の皆様方の御意見も聞いて最終的に決定をさせていただくことだと思えます。

今大臣が御答弁をさせていただきましたとおり、そういうこともあり得るといふ通知は、暫定払い、臨時払いの方々にさせていただきますという予定で今事務作業を進めさせていただいております。

○田村(憲)委員 今、副大臣がおっしゃつたくら

いに、これは本日に大きな問題なんです。運用三号という運用をやつたこと自体、どういふ問題が起るのか。

今まで、もう既に年金の受給者で、事實上、運用三号の方々、これは御本人も申告をされなかつたという問題もある。しかし、現場の、昔の社会保障庁です、ここも見過ごしちゃつたという罪があるんです。

しかし、今回は、それをオーソライズしちゃうんです。つまり、現場で気づいているんです。気づいていないんですよ。あなた方は本来は三号じゃないですよと気づいた人たちまで、いや、運用でこれは三号として認めます、こういう話になるんです。だから、オーソライズしちゃうという話になっちゃうんですよ、これは。

だから、そういう人たちは、勝手に、法律も通さずに、皆さんの裁量でつくっちゃうという問題。そして、三月十五日に少なくとも支給されるということは、それはその人たちが完全に今の受給者と同じ立場に立つっちゃうという問題。こういうのを発生させているんですよ。だから、その責任を、法律を介さずにこういうことをやつたという責任を、やはり重く受けとめていただかなきゃならぬというふうに思います。

私は、なぜこんなことをしたのか、いまだにわからないんです。百万人くらいで、百万人なのか百万件なのかよくわからないんですけど、調査である一定時期をばつと切つたらこういう方々がおられるということがわかつた。しかし、百万人といつたつて、最後はどのくらいになるかわかりませんよ。最後裁定して、これはかなり減るわけですから。

そこでお聞きしますけれども、百万人のうち、受給者はどれくらいおられるんですか。百万人のうちの受給者。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。委員御指摘の約百万件という数字、これは、平成二十一年度、当時の社会保障庁が、社会保障庁の保有してあるコンピューターの中のデータを